

## 双葉町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月22日

双葉町農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務として位置づけられた。

双葉町は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、甚大な被害を受け、町内全域が避難指示区域に指定され、町民は県内外で不自由な避難生活を強いられることとなった。さらに、農地や各種農業用施設も被災し、放射性物質により汚染され、町内の営農活動は全面的に中断された。

こうした中、町は「復興まちづくり計画（第1次～第3次）」及び「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、全庁挙げて復旧復興事業に取り組み、令和4年8月には特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現した。

農業の分野においては、農地除染や除染後農地の保全管理、水路等農業用施設の復旧等を進めるとともに、「双葉町地域営農再開ビジョン」（令和3年4月）を策定し、令和7年度の本格的な営農再開に向けて、各種事業の推進、施策の展開を図ることとしているが、震災・原発事故による全町避難から12年が経過する中、担い手の確保、農地の集積・集約化、農業生産基盤の再整備、新しい技術の導入など、大きな課題が山積している。

農業委員会においては、双葉町の農業の復旧復興、本格的な営農再開に向けて、遊休農地の的確な把握と解消、多様な担い手の確保と農地利用の集積・集約化の取り組みを進めるとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の改正により法定化される「地域計画」の作成に主体的に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、双葉町の農業・農村を復旧・復興させ、活力ある地域づくりを進めるため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、双葉町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、双葉町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成6年12月策定／令和3年1月変更）」（以下、「基本構想」という。）を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後（令和13年3月）に目指す農地の状況等を示すものであり、今後、基本構想の変更及び農業委員・推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとす。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

農地除染については、旧避難指示準備区域の両竹地区では平成29年度までに、特定復興再生拠点区域は令和3年度末までにほぼ完了し、除染終了後は、農地が再び荒廃しないように、各地区の保全管理組合により農地の保全管理活動が実施されている。

しかしながら、未だ避難指示が解除されていない区域もあるほか、避難指示が解除された区域においても、農地所有者の今後の利用意向が不明の場合が多く、現時点で、遊休農地であるかどうかを判断することは困難である。

このことから、遊休農地に対する数値目標の設定は行わず、農地の利用状況と利用意向の把握に努めるとともに、農地保全管理組合等が行う農地の保全管理活動と連携して農地の保全を図る。

|                 | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 遊休農地の割合(B/A) |
|-----------------|------------|-----------|--------------|
| 現 状<br>(令和5年3月) | 702 ha     | ha        | %            |

※現状値(令和5年3月)は、2010年農林業センサスの販売農家の経営耕地面積とする。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ・農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。
- ・違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については日常的に実施する。
- ・利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- ・利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### ② 農地中間管理機構との連携について

- ・利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

##### ③ 非農地判断について

- ・利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、数値目標を設定した段階で、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

双葉町における農地の集積状況は、震災・原発事故前の2010年時点で農地面積702haに対して集積面積は241.1haで集積率は34.3%であった。避難の長期化により農地所有者及び担い手の高齢化が進むとともに、避難先での生活基盤の定着等により、営農再開を希望する農業者は少なく、農業の復旧復興のためには、営農に取り組む担い手への農地利用の集積は不可欠である。

農業委員会としては、基本構想で設定している集積率60%を当面の目標として、農地利用の集積・集約化に取り組む。

|                  | 管内の農地面積(A) | 集積面積(B)  | 集積率(B/A) |
|------------------|------------|----------|----------|
| 目 標<br>(令和13年3月) | 702 ha     | 421.2 ha | 60.0 %   |

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 「地域計画」の作成・見直しについて

・農業委員会として、地区毎に人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

#### ② 農地中間管理機構等との連携について

・農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

#### ③ 農地の利用調整と利用権設定について

・地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

#### ④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

・農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

農業の復旧復興のためには多様な担い手の確保が喫緊の課題であり、町内外の新規就農者、農業法人・団体・企業（異業種を含む）の確保に積極的に取り組む必要がある。

農業委員会としては、基本構想に準じて、令和7年度の本格的な営農再開後、年間2個人または法人の新規参入を目標とする。

|                  | 新規参入者数（個人）<br>（新規参入者取得面積） | 新規参入者数（法人）<br>（新規参入者取得面積） |
|------------------|---------------------------|---------------------------|
| 目 標<br>（令和13年3月） | 10 人<br>（ ha）             | 2 法人<br>（ ha）             |

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

#### ① 関係機関との連携について

・県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、相双地域新規就農・企業参入推進検討会議等と連携し、農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

#### ② 新規就農フェア等への参加について

・町、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

#### ③ 企業参入の推進について

・企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

#### ④ 農業委員会のフォローアップ活動について

・農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

双葉町において作成する「地域計画」について、農業委員会では「目標地図」の素案づくりを担うとともに、「地域計画」策定後は、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力